

川崎市水洗化改造特別助成工事取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）内において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）がくみ取り便所を水洗便所に改造しようとするとき、特別助成工事として、その工事を上下水道局において施行し、その適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 特別助成工事は、処理区域内において現に居住し、かつ所有する家屋のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする被保護世帯に対して行う。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める場合は被保護世帯の現に居住する家屋が借家であっても特別助成工事を行う。

(条件)

第3条 特別助成工事は、前条に規定する被保護世帯が居住する町内会内の水洗便所の普及率が70%以上にならなければ行わない。ただし、当該区域が法第11条の3第1項に規定する水洗便所に改造すべき期間を超えるときは、特別助成工事を行う。

(特別助成工事の範囲)

第4条 特別助成工事は、大便器又は兼用便器の据え付け工事及び第1ますまでの排便管工事とする。

(工事の回数)

第5条 特別助成工事は原則として、1世帯1回限りとする。

(工事の申請)

第6条 特別助成工事を受けようとする者は、水洗化改造特別助成工事申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

（施行）

第7条 特別助成工事は、管理者の定める標準設計に基づき、管理者が指定する川崎市排水設備指定工事店に施行させる。

（費用）

第8条 特別助成工事費は、全額上下水道局において負担する。

2 前項に規定する工事費は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第7条に規定する上下水道局の検査に合格した後に精算する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。